

## 富山県犬の飼主啓発用リーフレット広告事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、犬の飼主啓発用リーフレットに掲載する広告（以下「犬の飼主啓発用リーフレット掲載広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載)

第2条 県は、犬の飼主啓発用リーフレットに広告枠を設け、広告を募ることとする。

2 広告枠は2枠とし、縦3.0cm×横9.0cmとする。

3 第1項の犬の飼主啓発用リーフレットは、富山県（富山市を除く。）内の犬の飼養者に対し、犬の狂犬病予防注射実施時及び動物管理センター等における犬の譲渡時等に配布するものとする。

### (広告内容の制限)

第3条 犬の飼主啓発用リーフレット掲載広告は、公共性、品位及び税務行政への信頼を損なうおそれのないものとし、富山県企業広告等掲載業務実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第1項及び富山県企業広告等掲載基準に定めるもののほか、次に掲げるものについては掲載しないものとする。

(1) 割引、引き換えのクーポン券、商品等の金額を表示するもの

(2) 犬の飼主啓発用リーフレット掲載広告として適当でないと知事が認めるもの

### (広告掲載料)

第4条 犬の飼主啓発用リーフレット掲載広告に係る広告掲載料の募集最低価格は、6万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 犬の飼主啓発用リーフレット掲載広告のデザイン原稿（以下「広告デザイン」という。）の作成に要する費用は、広告取扱業者の負担とし、印刷、発送等に要する費用は県の負担とする。

### (広告掲載の募集方法)

第5条 広告は、県ホームページ等により募集するものとする。

### (広告の申込み)

第6条 犬の飼主啓発用リーフレットに掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、毎年度県が定める日までに、犬の飼主啓発用リーフレット掲載広告掲載申込書（様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）を県に提出するものとする。

### (広告取扱業者の選定)

第7条 県は、広告掲載希望者のうち、広告掲載申込書に記載した申込額が最も高い者を広告取扱業者として選定する。

2 申込額として最高額を提示した広告掲載希望者が2者以上のときは、当該希望者に限って申込額の修正を求め、再度、広告掲載申込書を徴して選定する。

3 県は、広告取扱業者を選定したときは、広告取扱業者決定通知書（様式第2号）により通知する。

（広告デザインの承認）

第8条 広告取扱業者は、別途県が定める日までに、広告デザインを県に提出し、承認を受けなければならない。

2 広告主は、広告デザインの中に、広告主の名称及び連絡先を明確に表示しなければならない。

（広告デザインの審査）

第9条 県は、広告取扱業者から提出された広告デザインが、第3条に抵触するかを審査することが必要な場合、実施要綱に規定する富山県広告活用審査会を開催し、審査する。

2 県は審査結果について、広告内容承認（不承認）通知書（様式第3号）により、広告取扱業者に通知する。

（広告掲載料の請求）

第10条 県は、広告内容承認後、速やかに納入通知書を送付し、広告掲載料を請求するものとする。

（広告掲載者の責務）

第11条 広告掲載者は、広告及び広告内にホームページアドレス等を記載した場合には、そのホームページ等の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利侵害、不利益を与える行為、その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。

（協議）

第12条 この要領に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、県と広告掲載者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（裁判管轄）

第13条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、富山地方裁判所に提訴するものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定めることとする。

附則

この要領は、平成27年12月14日から施行する。